

西条市地域公共交通総合連携計画策定業務 委託仕様書（案）**1 業務の目的**

本業務は、市民の日常生活に不可欠な公共交通を維持・確保し、また新たな交流人口の創出に向けて主要観光地への公共交通機関の利便性向上を図るため、既存の公共交通機関の活性化を図りつつ、地域のニーズや特性を反映した持続可能な公共交通体系の構築を目指し、公共交通利用等の実態調査、住民等へのアンケート調査等を実施し、当市の公共交通のあり方についての基本となる指針や目標を定める「西条市地域公共交通総合連携計画（※）」を策定することを目的とする。

なお、次年度以降、対象エリアを選定し、本計画に基づく公共交通の実証運行を行う予定である。
※『地域公共交通活性化及び再生に関する法律』に規定する地域公共交通総合連携計画及び『地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱』に規定する「生活交通ネットワーク計画」を包括した計画とする。

なお、法律等の改正が生じた場合は、新法等の適用を受けた計画とする。

2 業務の対象区域

西条市全域

3 業務の内容**（1）地域特性及び公共交通（生活交通）の現状把握・課題の抽出**

- ①地域の特性等を把握し、分析や課題の抽出を行う。
- ②当市の公共交通の現状（輸送人員、沿線地域の利用状況、交通空白地域の分布等）を把握し、課題の抽出を行う。

（2）移動実態並びにニーズ等の調査・分析

- ①既存調査結果の整理・分析
平成 25 年度に実施した「山間部住民移動に関するヒアリング調査、路線バス乗降客調査」結果を基に、既存資料の整理・分析を行う。
- ②市民や関係機関への調査
アンケート調査等により公共交通の利用実態及びニーズを把握し、分析を行う。
- ③住民との意見交換
連携計画の策定に向けワークショップを実施し、利用希望の把握や公共交通利用の問題点・要望を把握し、分析を行う。

（3）地域公共交通総合連携計画の方針設定

各種調査等から抽出された当市の公共交通に関する課題並びに総合計画、都市計画マスタープラン等に示された市の将来像を整理するとともに、国、県が示す計画等を踏まえた本計画のあり方を明確にし、計画策定の基本方針を検討、PDCAサイクルを踏まえた評価・検証を行うための目標設定を行う。

（4）地域公共交通総合連携計画における施策の抽出・整理

- ①主要施策の抽出・整理、スケジュールの作成
設定された基本方針の施策を抽出するとともに、緊急性及び優先順位等を整理する。

②主要施策実現のための短期施策の抽出・調整

上記の施策の中で、特に短期的な対応が必要な施策（実証運行施策）を抽出し、その内容を整理するとともに、運行開始に向けた調整、各種手続きに必要な期間を確保した業務実施スケジュールを作成する。

（５）地域公共交通総合連携計画及び生活交通ネットワーク計画の検討・とりまとめ

①公共交通利用促進策の検討

公共交通利用頻度の向上や交流人口の増加、新たな利用者確保等を目的に、公共交通利用促進策を検討する。

②公共交通利用促進策の検討・とりまとめ

以上の検討結果を整理し、「西条市地域公共交通総合連携計画」としてとりまとめる。

（６）地域公共交通活性化協議会の開催

「地域公共交通活性化協議会」を運営するために必要な支援を行う。

なお、協議会は年４回程度開催する予定である。

①会議への出席

②協議資料及び議事録の作成

③学識者との調整

（７）業務打合せ

協議会事務局と十分な打ち合わせを行い、業務に反映させること。

特にアンケート等調査については、本計画の重要な部分を占めるものであるため、その内容については十分に協議会事務局と協議すること。

4 成果品

基本としてこの業務の成果品及び提出部数は次のとおりとするが、協議により部数について増減することがある。

- ・西条市地域公共交通総合連携計画書（A４カラー50ページ程度）50部
- ・計画書概要版（カラー 10ページ程度）100部
- ・計画書・概要版（電子媒体）及び資料一式1部

5 委託料の支払

業務完了後、全額を完了払いとする。

6 その他

業務を遂行するうえで発注者と共有の認識をもち、十分な協議を重ねながら業務を行うものとする。この仕様書の定めのないものについては、発注者との協議のうえ決定するものとする。

この仕様書が変更になった場合は、発注者と協議のうえ、変更契約をできるものとする。ただし軽微な変更の場合は変更契約を行わないものとする。

なお、本仕様書は、主要な事項について示しており、記載及び指示のない事項で、当然実施しなければならないものについては、受託者の責任で実施するものとする。